

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第65条の規定に基づき、商品市場における取引に係る取引証拠金並びに受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他の物並びに支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「先物取引」とは、商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第1号及び第2号に掲げる現物先物取引又は現金決済先物取引をいう。

2 この規則において「指定市場開設者」とは、商品取引債務引受業に関する業務方法書第3条に規定する指定商品市場を開設する指定市場開設者をいう。

3 この規則において「会員等」とは、指定市場開設者の会員又は取引参加者をいう。

4 この規則において「商品市場における取引に係る債務」とは、商品市場における取引の決済に係る金銭の支払債務及びその他の商品市場における取引に関して負担すべき債務をいう。

5 この規則において「取次者」とは、商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した者をいう。

6 この規則において「取次委託者」とは、商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者をいう。

7 この規則において「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。

8 この規則において「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。)をいう。

9 この規則において「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。

10 この規則において「清算参加者」とは、商品取引債務引受業に関する業務方法書第5条第1項に規定する清算参加者をいう。

11 この規則において「非清算参加者」とは、商品取引債務引受業に関する業務方法書第10条に規定する非清算参加者をいう。

12 この規則において「指定清算参加者」とは、商品取引債務引受業に関する

業務方法書第 10 条に規定する指定清算参加者をいう。

- 13 この規則において「支払不能等による債務引受停止」とは、商品取引債務引受業に関する業務方法書第 29 条第 1 項の規定に基づく債務の引受けの停止（同第 31 条の規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反したことによるものに限る。）並びに商品取引債務引受業に関する業務方法書第 75 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく債務の引受けの停止の措置をいう。
- 14 この規則において「支払不能等による取引停止等」とは、指定市場開設者による商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止の措置（指定市場開設者が会員等を違約者と認めたことによるものに限る。）又は支払不能等による債務引受停止が行われた場合の指定市場開設者による商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止の措置をいう。
- 15 この規則において「SPAN」とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法である SPAN®をいう。

第 2 章 取引証拠金

第 1 節 通則

（取引証拠金の目的）

第 3 条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、次に掲げる商品市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとする。

- (1) 清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき商品市場における取引に係る債務
 - (2) 非清算参加者が清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき商品市場における取引に係る債務
 - (3) 委託者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務（会員等が非清算参加者である場合は、清算取次委託者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
 - (4) 取次者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務（会員等が非清算参加者である場合は、清算取次者が会員等に対して負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
 - (5) 取次委託者が取次者に対して負担する商品市場における取引に係る債務（取次者が商品市場における取引を委託する会員等が非清算参加者である場合は、その清算取次者に対して清算取次者に対する委託者が負担する商品市場における取引に係る債務を含む。）
- 2 当社、清算参加者、非清算参加者、取次者又は清算取次者は、前項に規定す

る債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)

第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額に自己分の取引受渡証拠金を加えて得た額(第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自己分のSPAN証拠金額

先物取引に係る取引参加者の自己の計算による建玉について、SPANにより計算した証拠金額をいう。

(2) 自己分の取引受渡証拠金

受渡しにより決済を行う場合に必要となる証拠金額として、別表2「取引受渡証拠金所要額の算出に関する表」により算出される額をいう。

(委託者等の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、次項に定める場合を除き、委託者、取次委託者、清算取次委託者及び清算取次者に対する委託者(以下「委託者等」という。)の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「委託者等の証拠金所要額」と、「自己分のSPAN証拠金額」とあるのは「委託者等のSPAN証拠金額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「委託者等の取引受渡証拠金」と、「第8条第1項及び第9条第1項」とあるのは「第8条第2項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該委託者等の委託に基づく」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、委託者等を任意に細分化した場合における当該細分化した単位(以下「任意に細分化した単位」という。)の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と、「自己分のSPAN証拠金額」とあるのは「任意に細分化した単位のSPAN証拠金額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した単位の取引受渡証拠金」と、「第8条第1項及び第9条第1項」とあるのは「第8条第3項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「委託者等の委託に基づく当該任意に細分化した単位の」と読み替えるものとする。

(区分口座の取引証拠金所要額)

第6条 当社は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53及び同第54条に規定する区分口座の取引証拠金所要額について、次の各号に掲げる区分口座ごとに、当該各号に定める方法によって算出する。

(1) 商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条第1号及び同第54条第1号に規定する区分口座

第4条に基づき計算した取引証拠金所要額

(2) 商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条第2号a、同条第3号a及び同第54条第2号aに規定する区分口座

第33条の規定に基づき申告された委託者等の情報について前条第1項の規定に基づき計算した証拠金所要額及び第33条の規定に基づき申告された任意に細分化した単位の情報について前条第2項の規定に基づき計算した証拠金所要額を当該区分口座ごとに合計した額

(3) 商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座のうち前2号に掲げる区分口座を除く区分口座

当該区分口座における委託者等について前条第1項の規定に基づき計算した証拠金所要額又は当該区分口座における任意に細分化した単位について同条第2項の規定に基づき計算した証拠金所要額

2 前項第2号の規定にかかわらず、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条第2号a、同条第3号a及び同第54条第2号aに規定する区分口座の取引証拠金所要額は、清算参加者が第33条に規定する申告を行わなかった場合又は当該申告を行うことが不可能若しくは困難であると当社が認める場合は、当社が定めるところによる。

(SPAN パラメーター)

第7条 SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等は、当社が定める。

(リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ)

第8条 当社は、先物取引に係る一の取引参加者の自己の計算による建玉が負っているものと想定されるリスク量として当社が定める数量が当社が定める判定基準数量を上回った場合には、当社が定めるところにより、当該取引参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。

2 前項の規定は、委託者等の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算による」とあるのは「委託者等の委託に基づく」と、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「委託者等の証拠金所要額」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定は、任意に細分化した単位の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算による」とあるのは「委託者等の委託に基づく任意に細分化した単位の」と、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に規定するリスク量は、取引日ごとに算出を行い、当該リスク量の算出結果に基づき、当社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。

(破綻処理単位期間における破綻時証拠金による取引証拠金所要額の引上げ)

第9条 当社は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第77条第1項に定める破綻処理単位期間において、一の清算参加者が負っているものと想定される破綻時証拠金(当社が規則で定める額をいう。以下同じ。)が当社が定める所要額引上げ基準に該当した場合には、当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行うことができる。

- 2 前項に規定する取引証拠金所要額の引上げの判定は、取引日ごとに算出を行い、当該算出結果に基づき行う。
- 3 当社は、第1項に規定する清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行った場合において、当該清算参加者が当社に預託している自己分の取引証拠金の額が、当該引上げ後の当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に満たないときは、当該清算参加者に対して、その旨を速やかに通知する。
- 4 前項の通知を受けた清算参加者は、不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、当該通知を受領した日の午後2時までには当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券及び倉荷証券をもって預託することができる。

(通貨の種類)

第10条 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。

(充用有価証券等)

第11条 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金として預託することができる有価証券及び倉荷証券(以下「充用有価証券等」という。)に関する事項は、当社が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算参加者が、当該充用有価証券等の預託に際し、当社が指定する外国振替機関(外国の法令に準拠して外国において振替業又は債券の保管及び振替に関する業務を行う者をいう。)を利用する場合には、

当該清算参加者、当社及び当該外国振替機関の間の契約により定められた額とする。

第2節 清算参加者の取引証拠金

(自己分の取引証拠金の預託)

第12条 清算参加者は、自己の計算による先物取引の売付け若しくは買付けが成立した場合又は受渡しにより決済を行う場合は、第4条に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

(委託分及び商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第13条 清算参加者は、委託者の委託、取次委託者の委託の取次ぎの委託、清算取次委託者の委託の取次ぎの委託又は清算取次者に対する委託者の委託の取次ぎの委託の取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け又は買付けが成立した場合及び受渡しにより決済を行う場合は、第32条第2項に規定する委託分及び商品清算取引分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

2 清算参加者は、第8条の規定に基づき非清算参加者の自己分の取引証拠金所要額、委託者等の証拠金所要額又は任意に細分化した単位の証拠金所要額の引上げが行われた場合において、引上げの起因となった委託者等又は非清算参加者との間で当該清算参加者の自己の金銭をもって、預託することを合意することができる。

3 清算参加者は、前項の規定により、委託者等又は非清算参加者との間で合意ができた場合には、当該証拠金所要額に対して引上げを行う額のうち当社が定める額に対して、当該清算参加者の自己の金銭をもって、当該清算参加者の自己分の取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

(委託分の取引証拠金の預託)

第14条 清算参加者は、委託者が差し入れた取引証拠金の全部を、当該委託者の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日までの間においては、当該委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額(外国通貨にて金銭を差し入れた場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額をいう。次項及び第15条第2項において同じ。)及び充用有価証券等の時価評価額(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価(当社の定める時価をいう。以下同じ。)により評価した額をいう。次項及び次条第2項において同じ。)の合計額に相当する額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 3 清算参加者は、委託者が委託証拠金を預託した場合においては、当該委託者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社は、清算参加者が法第179条第7項の規定において準用する法第103条第7項の規定に基づいて、主務大臣の承認を受けて、銀行等(商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第44条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)との契約(以下「差換預託LG契約」という。)を締結し、当社にその旨を届け出ているときは、委託者がアフィリエイトである場合を除き、第52条から第54条までの規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。
- 5 第1項から第3項までの場合において、清算参加者は、各委託者が当該清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。次条第4項及び第16条第3項において同じ。)及び充用有価証券等を充用価格(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に当社の定める率を乗じた額をいう。次条第4項及び第16条第3項において同じ。)により評価した額の合計額が当該委託者の証拠金所要額(第5条の規定により読み替えて適用される第4条に規定する当該委託者の証拠金所要額をいう。以下同じ。)に満たないときは、当該証拠金所要額から当該委託者が差し入れた取引証拠

金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

- 6 第1項の規定にかかわらず、当社は、委託者が清算参加者の承諾及び当社の承認を受けて法第179条第8項の規定において準用する法第103条第8項の規定に基づく契約(以下「直接預託LG契約」という。)を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、当該委託者がアフィリエイトである場合を除き、第55条から第59条までの規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(取次者に係る取引証拠金の預託)

第15条 清算参加者は、取次者が取引証拠金を差し入れた場合又は取次者が取次委託者の代理人として取引証拠金を差し入れた場合は、これら全部の取引証拠金を、当該取次者又は当該取次委託者の代理人として当社に預託しなければならない。

- 2 清算参加者は、取次者が委託証拠金を預託した場合又は取次者が取次委託者の代理人として委託証拠金を預託した場合においては、当該取次者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額以上の額をもって、取引証拠金として当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は充用有価証券等をもって預託することができる。
- 3 前条第2項の規定は第1項の取引証拠金の預託に、前条第4項の規定は前項の取引証拠金の預託に準用する。
- 4 第1項及び第2項の場合において、清算参加者は、各取次者が当該清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が、清算参加者が取次者に対して当該取次者の取引証拠金の額として通知した額に満たないときは、当該申告した額から当該取次者が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 5 第1項の取次委託者が取次者を代理人とした場合においては、同項の規定にかかわらず、当社は、取次委託者が清算参加者及び取次者の承諾並びに当社の承認を受けて直接預託LG契約を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、当該取次委託者がアフィリエイトである場合を除き、第55条か

ら第 59 条までの規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(商品清算取引分の取引証拠金の預託)

第 16 条 清算参加者は、非清算参加者が差し入れた取引証拠金の全部を、当該非清算参加者、当該非清算参加者の清算取次委託者、清算取次者又は清算取次者に対する委託者の代理人として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

- 2 第 14 条第 4 項の規定は、前項の取引証拠金の預託について準用する。
- 3 第 1 項の場合において、清算参加者は、各非清算参加者が清算参加者に取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が清算参加者が非清算参加者に対して当該非清算参加者に係る商品清算取引分の取引証拠金所要額として通知した額に満たないときは、当該額から当該非清算参加者が差し入れた取引証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 4 非清算参加者が当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合、清算取次委託者が非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合又は清算取次者に対する委託者が清算取次者、非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者を代理人とした場合は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、当社は、非清算参加者にあつては当該非清算参加者の指定清算参加者の承諾、清算取次委託者にあつては非清算参加者及び当該非清算参加者の指定清算参加者の承諾、清算取次者に対する委託者にあつては清算取次者、非清算参加者及び非清算参加者の指定清算参加者の承諾並びに当社の承認を受けて直接預託 LG 契約を銀行等と締結し、当社にその旨を届け出ているときは、当該清算取次委託者又は当該清算取次者に対する委託者がアフィリエイトである場合を除き、第 55 条から第 59 条の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(取引証拠金の預託時限)

第 17 条 第 12 条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付けが成立した取引日の終了する日の翌日又は受渡決済の対象となる建玉が確定した日の翌日の午前 11 時までに行うものとする。

(自己分の取引証拠金の維持)

第 18 条 清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託されている金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合は、計算する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。次条、第 20 条第 2 項及び第 4 項並びに第 21 条第 2 項において同じ。)及び充用有価証券等を充用価格(計算する日の前日における時価に当社の定める率を乗じた額をいう。次条、第 20 条第 2 項及び第 4 項並びに第 21 条第 2 項において同じ。)により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前 11 時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

(委託分、取次者及び商品清算取引分の取引証拠金の維持)

第 19 条 清算参加者は、委託分及び商品清算取引分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額、充用有価証券等を充用価格により評価した額並びに第 14 条第 4 項(第 15 条第 3 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)、同条第 6 項、第 15 条第 5 項及び第 16 条第 4 項の規定により預託を猶予した額の合計額が第 32 条第 2 項に規定する区分口座ごとの委託分及び商品清算取引分の取引証拠金所要額(第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき委託分及び商品清算取引分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び商品清算取引分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前 11 時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

(委託分及び取次者の取引証拠金の維持)

第 20 条 清算参加者は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定により委託者に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合は、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額をいう。以下この項、第 31 条及び第 43 条において同じ。)及び充用有価証券等の時価評価額(計算する日の前日における時価により評価した額をいう。以下この項及び第 31 条及び第 43 条において同じ。)並びに第 14 条第 4 項の規定により預託を猶予した額の合計額が、当該委託者が取引証拠金として差し入

れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、第14条第1項から第3項までに準じて当社に追加預託しなければならない。

- 2 清算参加者は、各委託者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額並びに第14条第4項及び第6項の規定により預託を猶予した額の合計額が当該委託者の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、第14条第5項に準じて当社に追加預託しなければならない。
- 3 清算参加者は、取次者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において当該取次者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差し入れ又は委託証拠金を追加預託したときは、これらの全部を、第15条に準じて当社に追加預託しなければならない。
- 4 清算参加者は、取次者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額並びに第15条第3項において準用する第14条第4項及び第15条第5項の規定により預託を猶予した額の合計額が当該取次者の取引証拠金の額として清算参加者が当該取次者に対して通知した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取次者に係る取引証拠金として、第15条に準じて当社に追加預託しなければならない。

(商品清算取引分の取引証拠金の維持)

- 第21条 清算参加者は、非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において、当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、第16条第3項に準じて当社に追加預託しなければならない。
- 2 清算参加者は、各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額並びに第16条第2項において準用する第14条第4項及び第16条第4項の規定により預託を猶予した額の合計額が当社が清算参加者に対して当該非清算参加者に係る商品清算取引分の取引証拠金所要額として通知した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、第16条第3項に準じて当社に追加預託しなければならない。

(取引証拠金の区分及び管理方法)

第 22 条 第 12 条から第 16 条まで及び第 18 条から前条までの取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。

- (1) 清算参加者が自己の計算による商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。)(次号に定める取引証拠金を除く。)
- (2) 清算参加者自己分の取引証拠金のうち、第 13 条第 3 項の規定により、委託者及び取次委託者の委託又は非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金
- (3) 清算参加者が委託者及び取次委託者の委託に基づく商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「清算参加者委託分の取引証拠金」という。))のうち、当該委託者及び当該取次委託者から当該清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(次号に規定する取引証拠金を除く。以下「清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」という。)
- (4) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、取次委託者が取次者に取次証拠金を預託した場合において、当該取次者から清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの(以下「清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」という。)
- (5) 清算参加者委託分の取引証拠金のうち、委託者、取次委託者及び取次者が清算参加者に委託証拠金を預託した場合において、当該清算参加者が当該委託証拠金に相当する取引証拠金として当社に預託したもの(以下「清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」という。)
- (6) 指定清算参加者が、非清算参加者の自己の計算による商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「非清算参加者自己分の取引証拠金」という。))のうち、当該非清算参加者から当該指定清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(以下「非清算参加者自己分の取引証拠金(直接預託分)」という。)
- (7) 指定清算参加者が、清算取次委託者及び清算取次者に対する委託者の委託に係る商品市場における取引につき当社に預託する取引証拠金(以下「非清算参加者委託分の取引証拠金」という。))のうち、当該清算取次委託者及び当該清算取次者に対する委託者から当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(次号に定める取引証拠金を除く。以下「非清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」という。)
- (8) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、清算取次者に対する委託者が清算取次者に清算取次証拠金を預託した場合において、当該清算取次者から非清算参加者に当該清算取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れ

られたもの(以下「非清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」という。)

- (9) 非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、清算取次委託者、清算取次者に対する委託者及び清算取次者が非清算参加者に委託証拠金を預託した場合において、当該非清算参加者から指定清算参加者に当該委託証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの(以下「非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」という。)
- 2 当社は、第 12 条から第 16 条まで及び第 18 条から前条までの規定により当社に預託される取引証拠金について、前項各号に規定する区分により管理を行うものとする。

(日中取引証拠金の預託)

- 第 23 条 清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。第 26 条において同じ。)及び充用有価証券等を充用価格(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に当社の定める率を乗じた額により評価した額をいう。第 26 条において同じ。)により評価した額の合計額が次条に規定する日中取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後 2 時までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 2 当社は、前項の規定により取引証拠金の預託を行わせる場合には、その旨を速やかに清算参加者に通知する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、日中取引証拠金所要額から当該所要額を算出する時点で適用した自己分の取引証拠金所要額を控除した額が 1,000 万円以下となる清算参加者については、自己分の取引証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。
- 4 前条第 2 項の規定は、第 1 項の取引証拠金について準用する。

(日中取引証拠金所要額)

- 第 24 条 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する区分口座(同第 53 条第 1 項第 1 号に規定する区分口座を除く。以下この条、

第 27 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条において同じ。)ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日中リスク再計算額

第 4 条の規定中「先物取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「先物取引についてはその取引日の午前 11 時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 日中先物取引差金相当額

先物取引について、次の a 及び b に定める額を合計した額とする。

a 先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前 11 時までに行われた自己の計算による先物取引(当該取引日の午前 11 時までに行われた立会外取引、EFF 取引、EFP 取引、EFS 取引及びストップロス取引を含む。)について、その約定値段と日中帳入値段との差に相当する額

b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段と日中帳入値段との差に相当する額

(3) 商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額

別表 1 により商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する区分口座ごとに算出される額を合計した額とする。

(日中帳入値段)

第 25 条 当社は、第 23 条第 1 項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社が定めるところにより、日中帳入値段を定める。

(緊急取引証拠金の預託)

第 26 条 清算参加者は、エネルギー先物取引(商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。)第 2 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる取引のうちエネルギーに係るものをいう。以下同じ。)、貴金属先物取引(当社が行う証券取引等清算業務に係る業務方法書第 73 条の 31 の 2 に規定する貴金属先物取引をいう。以下同じ。)、指数先物取引(同第 3 条第 2 項第 5 号に規定する指数先物取引をいう。以下同じ。))又は国債証券先物取引(同項第 3 号に規定する国債証券先物取引をいう。以下同じ。))の相場が次の各号に該当する場合その他当社が必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が次条に

規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後4時までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。

- (1) エネルギー先物取引の相場が日中立会において当社が定める基準を超えて変動した場合
 - (2) 貴金属先物取引の相場が日中立会において当社が定める基準を超えて変動した場合
 - (3) 指数先物取引の相場が日中立会において当社が定める基準を超えて変動した場合
 - (4) 国債証券先物取引の相場が午後立会において当社が定める基準を超えて変動した場合
- 2 当社は、前項の規定により取引証拠金の預託を行わせる場合には、その旨を速やかに清算参加者に通知する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、緊急取引証拠金所要額から当該所要額を算出する時点で適用した自己分の取引証拠金所要額を控除した額が1,000万円以下となる清算参加者については、同項の規定による自己分の取引証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。
- 4 第22条第2項の規定は、第1項の取引証拠金について準用する。

(緊急取引証拠金所要額)

第27条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「先物取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「先物取引についてはその取引日の午後1時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) 先物取引差金相当額

先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。

- a 先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午後1時までに行われた自己の計算による先物取引(当該取引日の午後1時まで)

- 行われた立会外取引、EFF取引、EFP取引、EFS取引、ストップロス取引を含む。)について、その約定値段と緊急帳入値段との差に相当する額
- b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段と緊急帳入値段との差に相当する額
- (3) 商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額
- 別表1により商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとに算出された額を合計した額とする。

(緊急帳入値段)

第28条 当社は、第26条第1項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、緊急帳入値段を定める。

(特定先緊急取引証拠金の預託)

第29条 当社は、次の各号に定める基準に該当した清算参加者に対して、取引証拠金所要額を引き上げることができる。

- (1) 当該清算参加者のいずれかの商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座において、次条第1項に規定する商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの通常市場環境下リスク相当額を当該区分口座に係る取引証拠金見込み額(取引証拠金として預託される見込みの額として、当社が定めるところにより計算した額。次号において同じ。)で除して得た比率が、当社が定める数値を超えるとき
- (2) 当該清算参加者の次条第2項に規定する当該清算参加者の通常市場環境下リスク相当額通算額を自己分の取引証拠金見込み額で除して得た数値が、当該清算参加者の純資産額又は現金等の財産の状況に応じて当社が定める数値を超えるとき
- 2 当社は、前項各号のいずれかに該当した清算参加者に対して、その旨及びその不足額を速やかに通知する。
- 3 前項の通知を受けた清算参加者は、当該不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、当該通知時間の3時間後までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって預託することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社は、資金決済インフラの稼働時間その他の預託実務等の事情を勘案して、当社が特に認めたときは、当該追加預託の期限及び当該額を変更することができる。

5 第22条第2項の規定は、第3項の取引証拠金について準用する。

(通常市場環境下リスク相当額等)

第30条 商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとの通常市場環境下リスク相当額は、当該区分口座について、別表1のリスク再計算額に先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。

2 通常市場環境下リスク相当額通算額は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座について、前項の規定により計算した額から当該区分口座の取引証拠金預託見込額を減じた額(正の額に限る。)に商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条第1項に規定する区分口座について前項の規定により計算した額を通算した額とする。

3 当社は、前条第3項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、特定先緊急帳入値段を定める。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第31条 当社に預託された清算参加者の各委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該委託者により委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者委託者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該委託者

清算参加者委託者分現預託合計額から当該委託者が清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者委託者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

2 当社に預託された各取次委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対

する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金又は委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該取次委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者取次委託者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該取次委託者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該取次委託者が当該取次者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該取次者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該取次者が清算参加者に対して負担する当該各取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

(3) 清算参加者

清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前 2 号に定める額を控除した額

- 3 当社に預託された各取次者に係る清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該取次委託者により取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて委託証拠金として清算参加者に預託された額(当該取次者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び

充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「清算参加者取次者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該取次者

清算参加者取次者分現預託合計額から当該取次者が清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額

(2) 清算参加者

清算参加者取次者分現預託合計額から、当該清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該各取次者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(前項第3号の規定により控除された額を除く。)及び前号に定める額を控除した額

- 4 当社に預託された各清算取次委託者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、委託分の取引証拠金(直接預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額のうち当該清算取次委託者により委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該清算取次委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者委託者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該清算取次委託者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該清算取次委託者が非清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者委託者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前2号に定め

る額を控除した額

- 5 当社に預託された各清算取次者に対する委託者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金又は委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該清算取次者に対する委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者取次委託者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。
 - (1) 当該清算取次者に対する委託者
非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該清算取次者に対する委託者が当該清算取次者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額
 - (2) 当該清算取次者
非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該清算取次者が非清算参加者に対して負担する当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前号に定める額を控除した額
 - (3) 非清算参加者
非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前2号に定める額を控除した額
 - (4) 指定清算参加者
非清算参加者取次委託者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額及び前3号に定める額を控除した額
- 6 当社に預託された各清算取次者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に

対する返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて当社に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち当該清算取次者に対する委託者により清算取次証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を超えて、委託証拠金として非清算参加者である会員等に預託された額(当該清算取次者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者取次者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該清算取次者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該清算取次者が非清算参加者に対して負担する商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(前項第3号の規定により控除された額を除く。)及び前号に定める額を控除した額

(3) 指定清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該指定清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべき当該清算取次者の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(前項第4号の規定により控除された額を除く。)及び前2号に定める額を控除した額

- 7 当社に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の取引証拠金及び非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、非清算参加者自己分の取引証拠金として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該清算取次委託者又は清算取次者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間指定市場開設者が定めるところにより非清算参加者が清算参加者に差し入れ、当該清算参加者が当社に預託した

取引証拠金を含む。)を超えて当社に預託された額(以下この項において「非清算参加者分現預託合計額」という。)を限度として、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該非清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第4項第2号、第5項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額

(2) 指定清算参加者

非清算参加者分現預託合計額から、指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第4項第3号、第5項第4号及び前項第3号の規定により控除された額を除く。)及び前号に定める額を控除した額

8 当社に預託された各清算参加者に係る清算参加者自己分の取引証拠金及び清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、清算参加者自己分の取引証拠金として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額のうち清算参加者に委託証拠金として預託された金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額(当該委託者が差し入れた取引証拠金が当社に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。)を超えて当社に預託された額(以下この項において「清算参加者分現預託合計額」という。)を限度として、清算参加者が、清算参加者分現預託合計額から当該各清算参加者が当社に対して支払い又は引き渡すべきすべての商品市場における取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(第1項第2号、第2項第3号、第3項第2号、第4項第3号、第5項第4号、第6項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。)を控除した額に相当する部分について有するものとする。

9 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を当社に通告し、これを行行使するものとする。

(2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(3) 清算参加者の委託者又は取次者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該委託者又は取次者の代理人としてこれを行行使するものとする。

- (4) 取次委託者の有する返還請求権は、当該取次委託者の委託に基づく商品市場における取引を取次者から受託した清算参加者が当該取次委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。
- (5) 非清算参加者の清算取次委託者又は清算取次者の有する返還請求権は、当該非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次委託者又は清算取次者の代理人としてこれを行行使するものとする。
- (6) 清算取次者に対する委託者の有する返還請求権は、当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引を清算取次者から受託した非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次者に対する委託者の代理人としてこれを行行使するものとする。

(取引証拠金所要額の通知)

第 32 条 当社は、取引日ごとに、建玉確定処理(商品取引債務引受業に関する業務方法書第 55 条の規定による申告数量を決済に係るものとして減じる処理をいう。以下この条において同じ。)の後に、その取引日の自己分の取引証拠金所要額を清算参加者に通知するものとする。

- 2 当社は、取引日ごとに、その取引日の建玉確定処理後に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する区分口座ごとに第 6 条で規定する取引証拠金所要額を、当該区分口座におけるその取引日の委託分及び商品清算取引分の取引証拠金所要額として、清算参加者に対し、通知するものとする。

(委託分、取次者及び商品清算取引分のポジション申告)

第 33 条 清算参加者は、取引日ごとに、各銘柄について、商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条第 2 号 a、同条第 3 号 a 及び同第 54 条第 2 号 a に規定する区分口座ごとに、当該銘柄に係る各委託者等又は任意に細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、当該清算参加者は、当該売建玉及び買建玉のうち、商品清算取引の委託に基づく売建玉及び買建玉に係る情報に限り、自らの申告に代えて、非清算参加者をして申告を行わせることができる。

(委託者の委託及び非清算参加者の商品清算取引に係る商品市場における取引に関する事項の報告義務)

第 34 条 清算参加者は、委託者(取次委託者を含む。本条において同じ。)の委託に基づく清算約定の数量その他委託者の委託に基づく商品市場における取引に関する事項及び商品清算取引に係る清算約定の数量その他商品清算取引

に係る商品市場における取引に関する事項で当社が必要と認める事項について当社から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当社に提出しなければならない。

第3章 受渡代金等

(自己分の受渡代金等の預託)

第35条 清算参加者は、自己の計算による商品市場における取引で受渡しにより決済する場合であって、当該決済が金銭又は有価証券その他の物をもって行われるときは、受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物(以下「受渡代金等」という。)を、当社に預託することができる。

(委託分の受渡代金等の預託)

第36条 清算参加者は、委託者が受渡代金等を差し入れた場合にあつては、当該受渡代金等を、当該委託者の代理人として、当社に預託することができる。

(取次者に係る受渡代金等の預託)

第37条 清算参加者は、取次者が取次委託者の代理人として受渡代金等を差し入れた場合は、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として当社に預託することができる。

(商品清算取引分の受渡代金等の預託)

第38条 清算参加者は、会員等である非清算参加者が差し入れた受渡代金等を、当該非清算参加者、当該非清算参加者の清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者の代理人として、当社に預託することができる。

(受渡代金等に係る返還請求権)

第39条 当社に預託された各清算参加者に係る受渡代金等に対する返還請求権は、清算参加者が有するものとする。

2 当社に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者自己分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該非清算参加者が有するものとする。

3 当社に預託された清算参加者の各委託者に係る清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該委託者が有するものとする。

4 当社に預託された各取次委託者に係る清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該取次委託者が有するものとする。

5 当社に預託された各清算取次委託者に係る非清算参加者委託分の受渡代金

等に対する返還請求権は、当該清算取次委託者が有するものとする。

- 6 当社に預託された各清算取次者に対する委託者に係る非清算参加者委託分の受渡代金等に対する返還請求権は、当該清算取次者に対する委託者が有するものとする。
- 7 受渡代金等の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。
 - (1) 清算参加者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該返還請求権の行使である旨を当社に通告し、これを行使するものとする。
 - (2) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行使するものとする。
 - (3) 清算参加者の委託者の有する返還請求権は、当該清算参加者が当該委託者の代理人としてこれを行使するものとする。
 - (4) 取次委託者の有する返還請求権は、当該取次委託者の委託に基づく商品市場における取引を取次者から受託した清算参加者が当該取次委託者の代理人としてこれを行使するものとする。
 - (5) 非清算参加者の清算取次委託者の有する返還請求権は、当該非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次委託者の代理人としてこれを行使するものとする。
 - (6) 清算取次者に対する委託者の有する返還請求権は、当該清算取次者に対する委託者の委託に基づく商品市場における取引を清算取次者から受託した非清算参加者及びその指定清算参加者が当該清算取次者に対する委託者の代理人としてこれを行使するものとする。

第4章 支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等

第1節 未決済約定の取扱い

(清算参加者の自己の計算による未決済約定の取扱い)

- 第40条 当社は、支払不能等による債務引受停止を行った場合は、支払不能等による債務引受停止を受けた清算参加者の自己の計算による未決済約定(取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定及び受渡決済の対象となる建玉が確定した日後における当該建玉に係る未決済約定を除く。以下この章において同じ。)について、当社が指定する他の清算参加者をして転売若しくは買戻しを行わせることができるものとする。
- 2 前項の場合においては、当社が指定した他の清算参加者と支払不能等による債務引受停止を受けた清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第 41 条 当社は、清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による取引停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う措置の内容に応じて、当社と支払不能等による取引停止等を受けた清算参加者(以下「支払不能等清算参加者」という。)の未決済約定のうち当該支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

(商品清算取引の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第 42 条 当社は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による取引停止等を受けた場合は、当該指定市場開設者が行う措置の内容に応じて、支払不能等による取引停止等を受けた当該非清算参加者の指定清算参加者の未決済約定のうち当該非清算参加者の商品清算取引の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 指定清算参加者が支払不能等による債務引受停止を受けたことにより指定市場開設者から商品清算取引の委託の停止を受けた非清算参加者に対する措置として、当該指定清算参加者の未決済約定のうち当該非清算参加者の商品清算取引の委託に基づくものについて、他の清算参加者への引継ぎ又は必要な整理を行わせる場合には、第 31 条第 9 項第 2 号の指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

第 2 節 清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

(委託分の取引証拠金の取扱い)

第 43 条 当社は、第 41 条の規定により支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定の他の清算参加者への引継ぎ(以下「支払不能による売買停止時の建玉の移管」という。)を行った場合(移管を受けた当該他の清算参加者を以下「移管先清算参加者」という。)には、支払不能等清算参加者が当社に預託していた当該委託者に係る委託分の取引証拠金(第 31 条の規定により当該委託者又は取次委託者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。)について、当該支払不能による売買停止時の建玉の移管が行われた日に当該移管先清算参加者(指定市場開設者が定めた移管先会員等が非清算参加者である場合には、当該移管先会員等及びその指定清算参加者である移管先清算参加者)を代理人として、当社に預託したものとみなす。

2 前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該委託者に係る委託

分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

- (1) 委託者が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額
- (2) 支払不能等清算参加者が当社に預託していた清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)から、当該支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託していた外国通貨をもって円貨を取得し、又は充用有価証券等を次条の規定により当社が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各委託者が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第44条 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づく支払不能による売買停止時の建玉の移管を行わせることとした場合には、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもって当社が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている充用有価証券等の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者及びその委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

- 2 前項の場合において、指定市場開設者が支払不能等清算参加者の取次者の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の取次者の委託に基づく支払不能による売買停止時の建玉の移管を行わせることとした場合において、当該取次者が指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する商品市場における取引に係る債務について期限の利益を喪失している取次者又は支払不能による売買停止時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める取次者として定める者であるときは、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもって当社が適当と認める方法により円貨を取得し、又は預託されている充用有価証券等の全部又は一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者、取次者及びその取次委託者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)

第45条 前条第1項の規定により当社が外国通貨をもって円貨を取得し、又は充用有価証券等を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)の額は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る充用有価証券等以外の充用有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭の合計額とする。

2 前条第2項の規定により当社が外国通貨をもって円貨を取得し、又は充用有価証券等を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)の額は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る充用有価証券等以外の充用有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭の合計額とする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第46条 第43条第1項の規定により当社に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る委託者の返還請求権は、同項に規定する移管先清算参加者が代理人としてこれを行行使するものとする。

2 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻しを行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の委託者の委託に基づく支払不能による売買停止時の建玉の移管を行わせることとした場合には、当該支払不能等清算参加者の委託者(支払不能による売買停止時の建玉の移管を行った委託者を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該委託者に係る委託分の取引証拠金が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているときは、第43条第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

3 当社は、前項の規定により、支払不能等清算参加者の委託者が委託分の取引証拠金の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、当該委託者の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し、最終決済又は受渡決済が行われた日以後において、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとする。

4 前項の場合において、当該委託者に係る清算参加者委託分の取引証拠金(差

換預託分)として預託されているものの返還請求を受けたときは、当社は金銭により返還するものとする。

(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第 47 条 指定市場開設者が支払不能等清算参加者の取次者の取次委託者に係る未決済約定について転売又は買戻しを行わせることとした場合において、取次者が指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する商品市場における取引に係る債務について期限の利益を喪失している取次者又は支払不能による売買停止時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める取次者として定める者であるときは、当該取次委託者は、転売若しくは買戻し、最終決済又は受渡決済が行われた日以後に、当該取次者が指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する商品市場における取引に係る債務について期限の利益を喪失している取次者又は支払不能による売買停止時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める取次者として定める旨及び当該取次委託者が有する返還請求権の額を当社に通告し、当社に対し委託分の取引証拠金の返還請求権の直接行使に関する承諾を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、当社は、支払不能等清算参加者に対し当社が必要と認める書面の提出を求めることにより、当該通告事項の内容を確認するものとする。

3 当社は、前項の確認を行った場合は、当該返還請求権の直接行使に関する承諾を行うものとする。

4 前項の場合において、当該取次委託者に係る委託分の取引証拠金(当該取次委託者からの直接預託分の取引証拠金として当社に預託されているものを除く。)に対する返還請求権は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(1) 取次委託者が取次者に取次証拠金として又は支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合には、その時価を当該支払不能等による取引停止等を行った日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨 1 単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。)及び充用有価証券等の時価評価額(指定市場開設者が支払不能等による取引停止等を行った日の前日における時価により評価した額をいう。)の合計額に相当する額

(2) 次の a 及び b に掲げる額の合計額を、当該取次委託者が当該取次者に取次証拠金として預託した又は委託証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

a 第 45 条第 1 項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)

の額を、各委託者、各取次者及び各取次委託者が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に相当する額(当該支払不能等清算参加者が委託者、取次者及び取次委託者から差し入れられた取引証拠金を当社に預託するまでの間における当該取引証拠金として差し入れられた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額を含む。)に応じてあん分した額

b 第 45 条第 2 項に規定する清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)の額

5 当社は、前項の返還請求を受けた場合は、直接預託分の取引証拠金に係るものを除き、金銭により返還するものとする。

(移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等)

第 48 条 移管先清算参加者は、第 43 条第 1 項の規定により当社に預託したものとみなされた取引証拠金の返戻を受けようとする場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告しなければならない。

第3節 非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱い

(委託分の取引証拠金の取扱い)

第 49 条 第 43 条から前条までの規定は、非清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による取引停止等を受けた場合の当該非清算参加者の委託分の取引証拠金の取扱いについて準用する。この場合において、「第 41 条」とあるのは「第 42 条」と、「支払不能等清算参加者」とあるのは「支払不能等による取引停止等を受けた非清算参加者」と、「委託者」とあるのは「清算取次委託者」と、「取次委託者」とあるのは「清算取次者に対する委託者」と、「清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」とあるのは「非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」と、「転売若しくは買戻し」とあるのは「転売若しくは買戻しの委託」と、「及びその委託者」とあるのは「の指定清算参加者、支払不能等による取引停止等を受けた非清算参加者及びその清算取次委託者」と、「取次者」とあるのは「清算取次者」と、「清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」とあるのは「非清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」と、「取次者及びその取次委託者」とあるのは「の指定清算参加者、支払不能等による取引停止等を受けた非清算参加者、清算取次者及びその清算取次者に対する委託者」と、「転売又は買戻し」とあるのは「転売又は買戻しの委託」と、「取次証拠金」とあるのは「清算取次証拠金」と読み替えるものとする。

第3節の2 委託分の受渡代金等の取扱い

(受渡代金等に係る返還請求権の特例)

第50条 清算参加者が当社から支払不能等による債務引受停止を受けた場合若しくは清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による取引停止等を受けた場合又は非清算参加者が指定市場開設者から支払不能等による取引停止等を受けた場合には、当該清算参加者の委託者等に係る委託分の受渡代金等の返還請求権は、当社に対し直接行使することができるものとする。

2 当社は、前項の規定により、委託者等が委託分の受渡代金等の返還請求権を当社に対し直接行使する場合は、当社が必要と認める事項を当社に申告させるものとし、当該申告を適当と認めた時は、当社の本店所在地においてその支払いを行うものとする。なお、当該返還請求権の行使は、当該委託者等に係る未決済約定がすべて決済された日以後においてできるものとする。

第4節 雑則

(未決済約定の引継ぎ等に伴うその他の取扱い)

第51条 第23条から前条までに定めるもののほか、未決済約定の引継ぎ等に必要事項は、当社がその都度定める。

第4章 取引証拠金の預託の委託に係る契約

(差換預託LG契約に係る契約額の届出)

第52条 会員等が差換預託LG契約を締結したときは、別に定めるところにより、当社にその旨を届け出るものとする。

2 当社は、前項の届出を受理したときは、当該差換預託LG契約の効力が存する間に限り、当該差換預託LG契約において当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、その預託を猶予することができる。

3 当社は、第1項の届出に基づき、取引証拠金の預託を猶予する場合において、当該届出を行った会員等に対して預託を猶予する額、適用日その他の必要な事項を書面により通知するものとする。当該届出を行った者が取次者である場合にあっては、当社は、その会員等を通じて通知するものとする。

(差換預託LG契約に係る猶予額の預託の指示)

第 53 条 当社は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者等を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と差換預託 LG 契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前条第 2 項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するものとする。

(差換預託 LG 契約に伴うその他の取扱い)

第 54 条 前 2 条のほか、差換預託 LG 契約に関し必要な事項については、当社が別に定めるところによるものとする。

(直接預託 LG 契約)

第 55 条 清算参加者(自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。以下、この条から第 58 条までにおいて同じ。)、非清算参加者(清算参加者がその委託をした非清算参加者の計算において商品清算取引を行う場合に限る。以下、この条から第 58 条までにおいて同じ。)又は委託者等は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受けた場合は、銀行等と直接預託 LG 契約を締結することができる。

2 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、銀行等と直接預託 LG 契約を締結しようとするときは、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

- (1) 法第 179 条第 8 項において準用する法第 103 条第 11 項の規定による当社の指示(以下「預託の指示」という。)を受けたときは、当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当社に預託されるものであること。
- (2) 当該契約に基づく銀行等の債務と当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
- (3) 月の 1 日を開始日とする年間契約であること。
- (4) あらかじめ当社の承認を受けた場合を除き、契約の解除及び契約内容の変更をすることができないものであること。
- (5) 当該契約を終了する場合にあっては、現契約の契約期間満了日の 1 か月前(休日の場合は、その前営業日)までに、その旨を当社に通知をするものであること。
- (6) 当社が、当該契約の効力が存する間に預託の指示の原因が発生し商品市場における取引の公正の確保の必要があると認めるときは、当社は、当該契約の効力が存する間が経過したのち 1 か月間預託の指示をすることができるものとし、この契約の効力は、指示に基づく預託が終了するま

で延長する内容を含む契約であること。

(直接預託 LG 契約の申請及び承認)

- 第 56 条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、直接預託 LG 契約の締結、変更又は解除に係る当社の承認を受けようとするときは、当社が別に定めるところにより、書面をもって申請しなければならない。
- 2 当社は、直接預託 LG 契約の締結及び変更の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、前項の承認を行うものとする。
- (1) 申請に係る契約の内容が前条第 2 項各号に掲げる要件に適合するものであること。
- (2) 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用力を有すること。
- 3 当社は、第 1 項の申請者に対して承認又は不承認の結果を書面により通知するものとする。

(直接預託 LG 契約に係る契約額の届出)

- 第 57 条 前条の承認を受けた清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、直接預託 LG 契約を締結、変更又は解除したときは、当社が別に定めるところにより、当社にその契約書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書が付属したものとする。)を届け出るものとする。
- 2 当社は、前項の届出を受理したときは、当該直接預託 LG 契約の効力が存する間に限り、当該直接預託 LG 契約において当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、その預託を猶予することができる。
- 3 当社は、第 1 項の届出に基づき、取引証拠金の預託を猶予する場合において、当該届出を行った清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対して当該届出を受理したこと、預託を猶予する限度額、適用日その他の必要な事項を書面により通知するものとする。

(直接預託 LG 契約に係る猶予額の預託の指示)

- 第 58 条 当社は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、清算参加者、非清算参加者又は委託者等と直接預託 LG 契約を締結した銀行等又は当該清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前条第 2 項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するものとする。

(直接預託 LG 契約に伴うその他の取扱い)

第 59 条 第 55 条から前条までの規定のほか、直接預託 LG 契約に関し必要な事項については、当社が別に定めるところによるものとする。

第 5 章 雑則

(商品清算取引に対する適用)

第 60 条 商品清算取引の委託の取次ぎについては、この規則に特に定めのある場合を除き、商品清算取引を委託した会員等を当該商品清算取引に係る商品市場における取引の取次ぎを行う者とみなして、第 2 章から前章までの規定を適用する。

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)

第 61 条 当社は、この規則に定める事項のほか、商品市場における取引に係る取引証拠金及び未決済約定の取扱い等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(改正権限)

第 62 条 この規則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。
- 2 清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、商品先物取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。
- 3 第 24 条、第 27 条及び第 29 条の規定にかかわらず、大阪堂島商品取引所における取引に係る建玉については、当分の間、第 24 条に定める日中取引証拠金所要額、第 27 条に定める緊急取引証拠金所要額及び第 29 条に定める特定先緊急取引証拠金の算出において対象外とする。
- 4 この規則施行の日以前において、株式会社日本商品清算機構の定める商品取引債務引受業に関する業務方法書に基づいて締結された差換預託 LG 契約及び

『商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則』

直接預託 LG 契約については、この規則施行の日においてこの規則の相当する規定に基づいてなされた契約とみなす。

別表 1

商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する各区分口座の担保超過リスク額の算出に関する表

商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条及び同第 54 条に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

担保超過リスク額

＝一の区分口座におけるリスク再計算額＋一の区分口座における先物取引差金相当額－一の区分口座における取引証拠金預託額

a 一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。

(a) 一の区分口座が商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条第 2 号 b、同条第 3 号 b、同第 54 条第 1 号又は同条第 2 号 b に規定する区分口座の場合の計算式

一の区分口座におけるリスク再計算額
＝一の区分口座における SPAN 証拠金額

(注 1) 一の区分口座における SPAN 証拠金額とは、算出時点における先物取引に係る一の区分口座の計算による建玉について、SPAN により計算した証拠金額をいう。

(b) 一の区分口座が商品取引債務引受業に関する業務方法書第 53 条第 2 号 a、同条第 3 号 a 又は同第 54 条第 2 号 a に規定する区分口座の場合の計算式

一の区分口座におけるリスク再計算額
＝前取引日通知取引証拠金所要額＋リスク変動相当額

(注 1) 前取引日通知取引証拠金所要額とは、第 32 条第 2 項の規定に基づき前取引日に当社が清算参加者に対して一の区分口座の取引証拠金所要額として通知した額をいう。

(注 2) リスク変動相当額とは、算出時点における a の (a) の規定に基づき算出した一の区分口座における SPAN 証拠金額から前取引日において a の (a) の規定に基づき算出した一の区分口座における SPAN 証拠金額を減じて得た額をいう。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

b 一の区分口座における先物取引差金相当額とは、算出時点の一の区分口座

における各取引に係る先物取引差金相当額をいう。

- c 一の区分口座における取引証拠金預託額とは、算出時点で一の区分口座の取引証拠金として預託されている金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額

別表 2

取引受渡証拠金所要額の算出に関する表

1. エネルギーに係る取引受渡証拠金所要額

- (1) 清算参加者が受渡しを行う場合のエネルギーに係る取引受渡証拠金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。

エネルギーに係る取引受渡証拠金所要額

$$= \text{受渡値段} \times \text{受渡単位の倍率} \times \frac{10}{100}$$

- (2) 前号に定める取引受渡証拠金は、次に定める期間算出するものとする。
- a 渡方にあつては、当月限納会日(申告受渡又は希望受渡しにあつては当該決定日)から受方より受渡完了通知書が提出された日(ADPによる受渡しにあつては、市場開設者が申出を承認した日)まで
 - b 受方にあつては、当月限納会日(申告受渡又は希望受渡しにあつては当該決定日)から受渡代金等を当社に差し出した日(ADPによる受渡しにあつては、市場開設者が申出を承認した日。ただし、当月限第 1 営業日以降に ADP を市場開設者に申し出て承認を受けた場合における受方にあつては、市場開設者が申出を承認した日の翌営業日)まで

2. 大阪堂島農産物及び大阪堂島砂糖に係る取引受渡証拠金所要額

- (1) 清算参加者がとうもろこし及び粗糖の受渡しを行う場合の大阪堂島農産物及び大阪堂島砂糖に係る取引受渡証拠金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。

大阪堂島農産物及び大阪堂島砂糖に係る取引受渡証拠金所要額

$$= \text{受渡値段} \times \text{受渡単位の倍率} \times \frac{5}{100}$$

- (2) 前号に定める取引受渡証拠金は、当月限納会日(早受渡しにあつては当該成立日)から調整等が完了し当社が預託の必要がないと認める日まで算出するものとする。